

# 大田区ミニバスケットボール連盟規約

改訂：2018年11月10日

## 第一章 名 称

- 第一条 本連盟は、大田区ミニバスケットボール連盟と称する。  
第二条 本連盟は、事務局を「理事会の指定するところ」におく。

## 第二章 目 的

- 第三条 本連盟は、大田区におけるミニバスケットボール競技を通じて児童の心身の健全な育成と発展を図り、合わせてミニバスケットボール技術の向上と、指導者の資質向上を図ることを目的とする。

## 第三章 事 業

- 第四条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 交歓ゲーム、競技会の開催
  - (2) ミニバスケットボールに関する技術の調査・研究
  - (3) ミニバスケットボールに関する技術・審判講習会の開催
  - (4) ミニバスケットボールの指導者と審判の養成
  - (5) ミニバスケットボールの規約・審判に関する調査・研究
  - (6) バスケットボールに関するイベント開催や運営又はその補助
- 第五条 その他、本連盟の目的の達成のための事業

## 第四章 組 織

- 第六条 本連盟は、大田区に籍を置くミニバスケットボールチームをもって組織とする。  
第七条 ミニバスケットボールチームは、12才以下の児童をもって男女別々に組織する。

## 第五章 役 員

- 第八条 本連盟に次の役員をおく。  
理事長一名、副理事長二名、理事、委員、会計（実情により人員を決定する）  
第九条 理事長、副理事長は理事会の互選で選任する。理事長は本連盟を代表する。副理事長は理事長を補佐し、理事長の職務遂行不可の場合、その職務を代行する。  
第十条 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第六章 会 議

- 第十一条 本会は理事会にて以下の事項を決定する。
- (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 役員を選任又は解任
  - (4) その他運営に関する重要事項
- 第十二条 理事会は年1回以上又は必要に応じて開催する。他に緊急を要する場合は臨時理事会を開催できる。

## 第七章 定期総会

- 第十三条 定期総会は連盟理事長が召集し開催をする。理事長は総会での議長を選出を行う。  
第十四条 定期総会開催の決議は定足数の過半数（委任状含む）以上の出席を要す。  
第十五条 定期総会は毎年5月末までに開き、連盟所属の各チーム代表者に次の事項を報告し承認を得る。  
(1) 事業報告及び収支決算 (2) 事業計画及び収支予算

## 第八章 登録費

- 第十六条 本連盟への登録費等は連盟所属チームが分担して収める。  
第十七条 登録費等は、理事会の承認をもって決定する。

## 第九章 会計年度

第十八条 本連盟の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

- ・収支報告は次年度最初の総会までにまとめ、理事会メンバー以外で構成される「会計監査（2名）」の監査を受けなければならない。

## 第十章 個人情報の取扱い

第十九条 大田区ミニ連が、事業活動を行う為に必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については「個人情報取扱方法」に定め適正に運用するものとする。

\*本規約の改廃は理事会の発案と検討及び総会での承認を要する。

以上